

小平市教育委員会議事録（甲）

——6月定例会——

令和2年6月18日（木）

開 催 日 時 令和2年6月18日（木） 午後2時00分～午後3時54分
開 催 場 所 大会議室
出 席 委 員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
三町章 委員
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
坂本伸之 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
小影俊一 指導主事
豊田剛志 指導主事
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍 聴 者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は森井教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（6）及び議案第7号、第8号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

○古川教育長

事務局報告事項を行います。

はじめに、(1)新型コロナウイルス感染症に係る6月以降の対応について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に係る6月以降の対応についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

5月25日の国の緊急事態宣言解除を受け、市は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、国の「基本的対処方針」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を踏まえ、学校や公共施設の順次再開、主催イベントに係る開催制限の段階的緩和等を決定いたしました。

今後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底し、教育活動や各種事業等を実施してまいります。

詳細につきましては、各課長及び館長から説明させます。

○国富教育指導担当部長

それでは、市立学校の対応についてご報告をいたします。報告は4点ございます。

まず、第1は、段階的な教育活動の再開でございます。手洗い、せきエチケット、三つの密を避けるなどの新しい生活様式を児童・生徒が自ら身につけることができるよう、段階的に教育活動を再開しました。

段階は分散登校により密集を避ける中で、新しい生活様式を身につけさせる、当初、2週間の第1段階、午前一斉登校及び給食の実施により、一斉授業の中で新しい生活様式を身につけさせ、さらに午後の時間は、子どもたちへの個別の支援や学校の指導体制を構築することとする第2段階、通常の時程による学校生活において、新しい生活様式の中での行動を実践する第3段階としていきます。

次に、学校対応の第2として、授業時数の確保でございます。裏面でございます。

授業時数を確保する趣旨は、学習すべき内容を児童・生徒が習得するために必要な授業時間を確保することでございます。夏季休業日は、8月1日から23日までとし、13日間短縮をいたします。

また、振替えなしの土曜授業日は月1回、年間7回程度実施をいたします。あわせて授業日を20日間確保いたします。

次に、学校対応の第3として、再開後の学校行事等の実施についてでございます。

学校行事等の実施や中止、延期につきましては、児童・生徒が学校生活の中でこそその集団での貴重な活動である学校行事等の教育的価値と、感染症を予防する安全に関する価値を踏まえて検討したものでございます。中止する行事等につきましては、密集して長時間活動するものや感染の可能性の高い活動でございます。

1番目でございます運動会や音楽会、学芸会等でございます。

また、中学校職場体験活動は、事業所様の受入れが困難であることから中止といたしました。

次に、延期や実施方法を工夫する行事等ですが、移動教室、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、行き先の感染状況等も注視しながら、1学期に実施予定のものは9月以降に延期し、可能な限り実施できるよう検討を続けます。

公共交通機関を利用する遠足や社会科見学等は、3密を避ける手だてを講じることが困難であることから中止とし、徒歩や貸切バスを利用するものは、9月以降に延期して実施することとしています。

薬物乱用防止教室や交通安全教室等の学年や学校全体で集まって実施いたします学習活動等は、3密を避けるよう実施方法を工夫することとしています。

なお、災害安全のための指導として重要な避難訓練は、月1回は3密を避けるよう実施方法を工夫して実施します。

保護者会については、当面は3密を避けるために学級単位での実施といたします。

学校公開は、参観される方が教室等に密集することから中止としました。ただし、保護者の方は学校の教育活動の状況やお子さんの状況を把握していただく機会も重要ですので、個別の授業参観に関するご要望等には感染症対策を講じた上で、可能な限り対策することとしています。

次に、法令で定められている児童・生徒の定期健康診断ですが、夏季休業日以降に学校医と調整でき次第実施をいたします。

なお、水泳指導は定期健康診断を実施した後にすることが求められていることから中止といたしました。ただし、水泳等の水に関する事故防止の指導は、全ての児童・生徒に対して実施をいたします。

部活動につきましては、教育活動の第3段階である6月22日以降に感染症予防の準備ができた部活動から実施できることとしています。部活動の実施を一斉ではなく準備ができたところからとしておりますのは、活動の種類によって身体接触やエアロゾルなど感染リスクが大きく異なり、一概に判断できないことによります。

次に、学校対応の第4として、児童・生徒の出席の取扱いについてですが、感染症リスクを懸念されて登校させないことの申出があった場合は、学校での感染症対策を丁寧にご説明した上で、なお、登校させることが心配であるため欠席させる場合は、欠席ではなく出席停止の取扱いとすることができます。

○季高地域学習支援課長

続きまして、地域学習支援課から3点、ご説明いたします。資料3ページ、中段の地域教育活動をご覧ください。

(1) 地域教育サポート・ネット事業及び放課後子ども教室推進事業でございます。

①地域教育サポート・ネット事業、いわゆる地域のボランティアの活動でございます。5月29日付で、コーディネーター世話人の皆さん及び学校長へ通知し、6月1日の教育活動再開に合わせて活動再開といたしました。

ただし、原則、児童・生徒と接触する活動は行わず、管理職と調整しながら見守りや環境整備などを中心とした必要最小限の活動を行うこととしました。

②放課後子ども教室推進事業でございます。放課後子ども教室につきましては、6月22日以降、すなわち通常授業開始以降に準備が整った学校から開始することといたします。

当面の間は、登録手続等の事務や打合せ等を進めていただくことになると思われますが、コーディネーター世話人同様、管理職と十分調整の上活動するよう要請いたしました。

また、活動内容については、小平市立学校版感染症予防ガイドラインを配付いたしまして、参照しながら検討いただいているところでございます。

指導者やスタッフが高齢者中心であるなど、教室の再開が難しい学校もあるかと思えます。場合によっては、2学期以降に再開する判断もあろうかと思えます。

教育委員会といたしましても、他市の情報など集めながら、参考となるケースがあれば情報提供してまいりたいと思えます。それぞれのコーディネーター、ボランティアの皆さんには、マスク着用、消毒、せきエチケットなど基本的な事項に加えて、来校する際には、児童・生徒、教職員に準じて検温の実施を依頼いたしました。全校で来校者受付簿を設置していただき、発熱などの風邪症状などがないことを申告していただき、それぞれの症状が認められる場合は、来校を控えていただくよう通知いたしました。

続きまして、青少対地区委員会でございます。青少対会長宛て、6月以降の学校の対応につきまして情報提供をいたしました。コーディネーター、ボランティア同様来校される場合は検温を実施していただくよう、青少対関係者へお伝えいただくよう依頼いたしました。

次のページになります。4ページの上段、(3)小学校校庭遊び場開放についてでございます。

学校の段階的な教育活動再開に合わせて、6月21日までは再開せず、6月22日の通常授業再開に合わせて遊び場開放を再開いたします。6月15日付で学校長へ通知し、併せて学校から保護者の皆様へ通知していただくよう要請いたしました。

○坂本中央公民館長

それでは、3、公民館について説明をいたします。

公民館は、市の新型コロナウイルス感染症対策会議での決定を受けて、3月2日から臨時休館に入り、休館期間が延長される都度、委員の皆様にもお知らせをしてきたところでございます。その後、国が緊急事態宣言を解除し、東京都も新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを作成するなど休業要請の緩和の流れが進んだことから、市の感染症対策本部での決定を受けて順次サービスを再開することとなりました。

では、はじめに(1)の公民館の再開についてですが、公民館が提供するサービスは、その活動等の内容により、都のロードマップが示す休業要請の緩和のステップのうち、ステップ2またはステップ3に該当するものが混在しております。そのため、国や東京都の対応状況等を踏まえながら、サービス内容に応じて再開することにしたものでございます。

なお、公民館が主催する講座等の事業につきましては、準備期間が十分に取れないため7月未まで休止させていただくこととなりました。

(2)の再開するサービスですが、当面は印刷機の利用サービスと学習室、講座室等の利用の二つとなります。

①の印刷機の利用サービスは、各公民館に備付けの印刷機の貸出しを再開するものです。臨時休館中に印刷機利用の問合せもあったことから、仲町公民館を除く10館で開館に先行して6月2日(火)から実施することといたしました。仲町公民館につきましては、印刷機室が狭く気密性が高いことから除いたものです。

②学習室、講座室等の利用につきましては、利用団体の活動の内容と部屋の利用目的や特性などを考慮した上で、いわゆる部屋貸しのサービスを段階的に再開するものです。密閉・密集・密接の三つの密を防止するために新しい生活様式に配慮しながら、東京都のロードマップによる休業要請の緩和のステップの進行状況と照らし合わせて、6月9日火曜日から学習室、講座室等の利用を再開しております。

一方で、窓のない中央公民館のホールや調理専用の部屋である実習室等は、当面は貸出しをしないで今後の状況に応じて再開時期を見定めてまいります。

(3)の再開に際し実施した対策につきましては、主なものを挙げましたが、①から③までは利用者の皆様に協力をお願いする内容であり、④以降につきましては、公民館側での対応の内容となります。

そのうち⑥については、感染防止のために部屋を貸し出す際には、一部の制限を設けたことから利用団体にご理解を頂いた上で、貸し借りの手続を円滑に進めるための工夫として、チェックリストを用いて事前に該当者などに連絡を取る方法を取り入れたものでございます。

資料に関する説明は以上でございますが、今後の公民館の事業、例えば各種の講座や公民館まつりなどにつきましては、感染状況の推移等を踏まえて何をどの程度の規模でできるのかを見極めながら検討していくことといたします。

○利光中央図書館長

それでは、4、図書館についてご説明いたします。

図書館につきましては、公民館と同様に市の新型コロナウイルス感染症対策会議での決定を受けて、3月2日から臨時休館に入り、休館期間が延長される都度委員の皆様にお知らせをしてきたところでございます。

その後、国が緊急事態宣言を解除し、東京都も新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを策定するなど、休業要請の緩和の流れが進んだことから、市の感染症対策本部での決定を受けて順次サービスを再開することとなりました。

まず、(1)の図書館の再開についてでございます。

市の公共施設の再開に当たっては、国の基本的対処方針及び東京都のロードマップを踏まえ、感染症拡大防止のため施設利用に対して、マスクの着用でありますとか発熱や体調不良時の来館自粛等の基本的ルールを定めておりますが、図書館では、これらに加えまして日本図書館協会の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考としまして、感染症の拡大防止対策を実施し、段階的にサービスを再開してまいりました。

(2)の再開したサービスでございますが、まず、予約確保済みの図書の貸出しの再開を6月3日から行いました。

また、②の一部サービスを除いた開館を6月9日から再開いたしました。再開の直後には、WEB予約に関しまして通常の50倍ほどのアクセスが集中しまして、予約が一時しばらく状況となっておりますが、こちらにつきましては、30分ほどで解消いたしました。

また、開館日には中央図書館でかなり行列ができると予想されていたものですが、2名の方が並ばれておりました混雑は避けられましたが、今後、感染症拡大防止の観点から、現在のところまだ読書室、参考室、あるいは、閲覧席の利用はまだ休止をしている状況でございます。また、雑誌の最新号でありますとか新聞の閲覧もまだ休止をしております。

また、分室につきましては、③でございますけれども、資料では再開時期を、6月中旬と記載をしておりますが、その後の調整で昨日、6月17日水曜日から再開いたしましたので、付け加えて報告をさせていただきます。

それから、(3)再開に際して実施した対策でございます。

まず、一つ目は利用人数の制限です。9日の開館以降、今のところ目立った混雑は起きておりませんが、今後、土曜日、あるいは日曜日に混雑が予想されますが、そうした場合には入場制限を行ってまいります予定でございます。

二つ目には、利用者に館内の滞在時間を30分以内とするよう協力を依頼しております。具体的には、館内の掲示や放送を使いまして協力を呼びかけております。

三つ目としましては、利用者にマスクの着用の依頼をしております。

それから、四つ目、体温が高い方などへの来館自粛のお願い、五つ目は、返却後の図書の24時間以上の保管と清掃でございます。従来から小平市の図書館におきましては、返却された図書につきましては、アルコール等で表紙等の拭き取りを行ってまいりましたが、ウィルスの減少を見

込むために、それに加えて24時間の保管をした後にまた次の貸出しに回すということを行っております。

六つ目としましては、窓口でのビニールカーテンの設置。七つ目としまして、窓口職員のマスクやゴム手袋の着用、あるいは手洗いの励行。八つ目としまして、定期的なカウンターの清掃などを実施しております。

また、これらの対策につきましては、状況の変化によりまして見直しをしております。

資料に関する説明は以上でございますが、今後、おはなし会などの図書館の事業につきましては、感染状況の推移等を踏まえまして、どのような形であれば実施できるのかを見極めながら検討していくこととしております。

○古川教育長

次に、(2)市議会5月臨時会及び6月定例会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2)市議会5月臨時会及び6月定例会についてを報告いたします。

教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って報告いたします。

はじめに、市議会5月臨時会でございますが、5月19日に開催されました。同日に開催された総務委員会での審査を経て、先の教育委員会臨時会で議決を頂きました、教育関連予算を含めた令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)について、可決されました。

次に、市議会6月定例会でございますが、6月2日から6月26日までの会期により、現在開会中でございます。資料No.2をご覧ください。

6月3日から5日までの3日間には、一般質問が行われました。一般質問は26人の議員から52件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが19件ございました。

10日には生活文教委員会が開催され、6月以降の小平市立学校及び社会教育施設の対応並びに地域教育活動の再開の見通しについて、事務報告を行いました。

○古川教育長

次に、(3)小平市オンライン学習のための機器貸与事業要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小平市オンライン学習のための機器貸与事業実施要綱の制定についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

本事業は、新型コロナウイルス感染症による小平市立小・中学校の臨時休業が長期化したことから、休業中や分散登校等においても、ICTを活用した家庭学習の支援や学習環境の整備を行うことが急務であることを背景に、東京都の補助事業である東京都家庭学習通信環境整備支援事

業を活用して実施する事業でございます。

具体的には、パソコン端末やスマートフォンなど、インターネットに接続できる通信機器を保有していない児童・生徒のご家庭に、タブレット端末とモバイルルーターを一定期間無償で貸し出すのですが、実施に当たり必要な事項を定める要綱を制定いたしましたので、ご説明をいたします。

内容でございますが、第2条の対象者は、小平市立小・中学校に児童・生徒が在籍している家庭のうち、インターネットに接続する情報端末を保有していない者、または情報端末を保有しているが、家族や同居者の事情により使用できない者でございます。

第3条の貸与する機器でございますが、今回貸与する機器は、小学校に配備しているタブレット端末380台に市が契約により調達するモバイルルーターをセットにして貸与いたします。

第4条では、貸与期間として6か月間を限度と定め、申込み及び承認に関しては、第5条、第6条に定めております。また、申込みが貸出数を上回った場合には、中学校第3学年の生徒から優先的に貸し出すことを第6条に規定いたしました。

第8条の、機器の貸与にかかる費用については、通信料も含め、東京都の補助金を財源とし、無償での貸与といたします。

事業のスケジュールでございますが、申込みは6月9日火曜日までで終了し、同日の申込件数は920件ございました。多くのお申込みをいただきましたが、結果として中学校の生徒のみの貸出しとさせていただきます。

6月15日（月）からは、生徒が在籍する学校を通じて順次貸出しを開始しております。

なお、今回、機器貸出しの対応を緊急的に行いながら、一方で、「児童・生徒1人1台の端末、及び校内ネットワークを整備するGIGAスクール構想」についても、別途、令和2年度中に準備を進めていく予定でございます。

○古川教育長

次に、(4) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(4) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

1は、消毒液5リットルを匿名希望の方より、小平第九小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、たまねぎ約5トン、生育カード1万72枚をJA東京むさし小平地区青壮年部様より、小平市立小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(5) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

今回報告いたしますのは1件で、過去にも承認しているものでございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見等伺いたいのですが、まず、（１）新型コロナウイルス感染症に係る6月以降の対応について、それについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

6月1日から学校再開となっておりますけれども、この2週間ぐらいの中で、学校での活動の様子、先生方の動きの中で見えた心配なことや課題について、学校に様子を見に行かれて感じたこと、事実関係でこういうことがあるということがあったら、教えていただきたいと思います。

○小影指導主事

今日までの学校の様子ですが、中学校では、音楽の授業は歌うことはせず、机の上で学べることを工夫しながら行っていました。体育も体育館でソーシャルディスタンスを確保しながら縄跳び等を中心に行っていました。

今週から給食が始まり、小学校、中学校ともに給食の様子を見てまいりました。並ぶときに密にならないように間を空けたり、給食を取りに行く人数を限定したり、通路を決めるなどスムーズにできるように工夫しておりました。盛りつけが簡単にできるようなメニューとなっております。

そのほかの工夫としましては、小学校1年生は初めての給食となりますので、専科の教員がついていました。中学校1年生も中学校では初めての給食となりますので、4時間目が学級担任の授業となるように時間割を工夫して、すぐに担任の指示の下、給食の準備ができるようにしておりました。

食事中は小学校、中学校ともに黙って食べており、感染防止に努めておりました。私が見てきた中では、児童のことについても大きな課題を感じることはありませんでした。

また、今後、学校訪問してまいりまして、学校の困っていることを聴取し、感じたことを伝えてよりよい教育活動を展開するようしていきたいと思っております。

○三町委員

感染予防については、先生方が注意しているのでしょうけれども、私が懸念したのは、再開になったときにクラスの人数です。特に16日からは一斉学習という形で通常の教室等でされてい

ると思いますけれども、三十何人、あるいは40人近いような、教室での学習活動というのは、今どんな感じなのでしょう。今後、どういう方向性ならいいのかなど、もし参観して感じたことがあったら、教えていただけますか。

○小影指導主事

私が学校訪問した限りでは、話し合い活動等に関しては、控えておりました。今後の感染状況によってできる学習活動が増えていくのかと思います。

また、フィルムを貼って飛沫が飛ばないように工夫をしている特別教室もあり、感染防止というところを意識して授業を行っているという状況も見られました。

○三町委員

今の段階でまだそんなに教育活動が活発になっていない状況での様子だと思いますけれども、まずは動き出したということで確認しました。

改めて教育課程を再編成して教育活動を行っていかれるわけですが、そのための授業時数確保に向けた取組、対応ということで、夏季休業日の短縮をされています。これについての法的根拠は何か、どう捉えればいいのかということをもっと説明してほしいと思います。規則に基づいて行わないといけないと思うので、8月1日から8月23日までとした、法的な根拠を教えてください。

○小影指導主事

小平市立学校の管理運営に関する規則に基づいて、夏季休業日の日数を変更しております。

○三町委員

日数を変更して問題なかったのでしょうか。

○国富教育指導担当部長

現行の管理運営規則にございます日数を変えておりません。休業日の変更ということではなくて、授業を行うことができるという、できる規定に基づきまして、小平市立学校としては統一的に7月31日まで授業を行う。それから、8月24日からはまた授業を行うとさせていただきます。

しかしながら、来年度、再来年度等こういった事態が起こる可能性もございますので、管理運営規則の見直し等についても、検討しなければならないと考えております。

○三町委員

「その他に小平市教育委員会が別に定める日」という項目だと違うような気もしていたので、そこが気になっていました。教育委員会が定めるのであれば、ここで定めてもいいですし、教育

長が決めて報告を受ける、その方法でもいいのかもしれませんが。そこは整理しておいていただきたいと思います。

それと関連して、1学期は8月31日までです。したがって、学校にしっかりとしてほしいのは、例えば通知を出す場合は、8月31日までが1学期なので、8月24日から授業始まったとしても、そこから9月以降の分と合わせて授業日数を入れるとおかしくなります。学校は一旦夏休みに入ればそこで1学期が終わり、スタートすれば2学期が始まるという感覚になっていると思います。こういうことが起こりやすいので気になりました。そこはきちんと徹底していただきたいと思います。

あとはお願いですけれども、先ほど言いました時数の確保のこと、学習内容に関すること、本来は4月に教育課程の報告を受けていますが、ここで改めて教育課程の変更について提出しないといけないと思います。

それについての報告をもし可能ならば7月に、どれぐらいの授業を確保していて、そして指導内容としてどんなような工夫をしているのか。ここに幾つか行事の扱いありますから、どんな形で実際に運営しているのか。こういうところを教えてほしいという要望です。

それから、もう一点お聞きしたいのは、東京都の学校に関わるガイドラインでは、宿泊を伴う行事は12月までのものが基本的にそれ以降に延期か中止というような方向が出ていると思います。

区部によっては初めから修学旅行とか、移動教室は中止というのも打ち出されています。本市の場合は、9月以降に延期ということですが、東京都の12月以降との何か違いがあるのかが疑問点で、その時期のことについてと、それから、移動教室については前回聞いたので、修学旅行について、電車と旅館を押さえないといけないということで、今、動いていなければ押さえられないはずで、学校の状況、旅館が取れたなど、あるいはいつ頃取れたとか、そういう情報があるならば教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

修学旅行につきましては、子どもたちにとって非常に大きな行事ですので、リスクを考えると実施が難しいという見方もありますが、ぎりぎりまで周りの状況を見ながら、最終的な判断を下したいという思いで、現時点では9月以降に実施を計画する旨をお知らせしております。

○古川教育長

変更の状況はどうですか。

○中村教育施策推進担当課長

当初5月以降に実施を予定しておりましたが、現在は全ての中学校が9月以降に実施を予定しております。宿泊施設等についても、9月以降の日程で確保しております。

9月、10月に変更した学校は6校、12月に変更した学校は1校、そして3月に変更した学

校が1校の計8校です。

○三町委員

分かりました。

○古川教育長

ほかにございますか。

○丸山委員

小学校、中学校ともどれくらい学習できているかという到達度がどうしても必要になってくると思います。例えば中学校の中間、期末の考査であるとか、小学校も何らかのテスト等で成績をつけることになるとは思いますけれども、そのところがどうなっているのかということと、あと、要望ですけれども、部活動や、または体育の縄跳びとか何かしら密にならないようにしていると思いますけれども、これまで家にいて大人も子どもも運動不足になっていて、いざ何か運動を始めるときにけがが多いというのを聞きますので、そういうことを十分気をつけてほしいと思います。

それともう一点ですけれども、ネット犯罪とかに巻き込まれていたり、子どもが知らない間にゲームをして不特定多数の人と連絡を取り合っているというような話もあるので、ネットマナーについての指導についてとか、医療従事者への差別みたいなものが社会的な問題になっているということで、そういうのも含めての心の授業というのも十分確保してほしいと思います。

○古川教育長

3点目も要望ということでよろしいでしょうか。

○丸山委員

要望です。

○古川教育長

1点目の成績の評価のことについて、お願いします。

○中村教育施策推進担当課長

1学期の通知表に関しましては、学習の評価・評定をつけるということが授業の進み具合から難しいという場合については、個人面談等を行い、1学期の様子について保護者に伝えるという形で対応すると学校から聞いております。

○古川教育長

中学校の場合はどうでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

中学校については、進路のことも大きく関わっておりますので、1学期の学習内容に基づいて評価をつける方向で考えると学校から聞いております。

○丸山委員

試験をこれまでどおり中間であるとか期末テストを何日間と設定していますけど、そういうのを7月後半とかに設定をするということでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

はい。

○丸山委員

ありがとうございます。

○山口委員

今回の資料が6月以降の対応についてということなので、4月、5月と教育や学校が完全に停止していたところから、6月に再開して次に進んでいるということをも十分認識した上での要望です。

4月、5月と完全に教育活動が止まり、その中で、課題の配付と週1回の相談日を実施したということは認識しているのですが、週1回の相談日と課題の配付、回収ということについて、現場の先生方はどう感じていらっしゃったのかというのが気になっているところです。何か先生方がチャレンジ、トライしてみようとしたことはなかったのかどうか。実際、それを行動に移せたのかどうか。移せなかった場合は何が理由だったのか。現場の先生方がどういうことを感じていたのか。先ほども学校の様子についてご説明いただきましたが、学校で感染症対策はしていますという話はあったのですが、先生方が実際、何を感じられていたのかというのが見えてきません。今後は、そこの意見を酌み取っていくことが必要だと感じています。これは先生だけではなく保護者や子どもたちもそうで、休業期間中に学校にどう助けてほしかったのかとか、どんな形だったら学校に協力できたのかとか、保護者や地域の方は、思いがあったと思います。それを6月以降、学校と地域と教育委員会、行政等で十分にシェアしていく、共有していくことが大切だと思っています。これから第2波、第3波があった場合、現場の先生たちが自分たちで何か工夫してチャレンジしてみようという意欲が持てたり、家庭も学校のことを理解して協力しようという方向に動いていけるように、この4月、5月に現場の先生方とか保護者、子どもたちが感じていたことを何かしらの形で6月以降につなげてほしいというのが要望としてあります。CSやPTAや地域の方々の力も借りながら、例えば、自由記述のアンケートなど何でもいいと思うのですが、

細かい集計とか一つ一つに関する対策は、現状難しいと思いますが、今後に生かせるように、子どもたち、地域の人たち、先生方の気持ちがあるうちに、何かの形で残しておいていただきたいと思います。そして、6月以降、教育がだんだん軌道に乗ってきたときに生かしてほしいというのを今回強く感じていますので、ここに要望させていただきました。

○豊田指導主事

第2波に向けて何かあった場合に備えて遠隔による授業やオンライン学習、動画配信の仕方について、学校から要望にあわせて研修に行っていました。臨時休業中にオンライン教材を作成していなかった各校の先生が、研修後には動画を上げるということで、新しい学習の在り方について考えていると思われます。

また、現在も学習が始まっているのですが、幾つかの学校に関しては、学びの保障をするために家庭でできるオンライン学習の動画も配信しています。第2波に向けて、ICT環境が整っていない中で何とかできるものを作りたいと現場の先生は思っていると感じております。

○古川教育長

要望であった意見の情報収集といえますか、そちらのほうもご検討いただければと思います。

○森井教育長職務代理者

先ほど公民館、図書館についても再開に向けて様々な対策を講じて行われているということで、市民の方たちの待ち望んでおられたサービスが提供できるということは本当に喜ばしいことであると思います。

ただ、気になったのは、公民館の再開に際し実施した対策の中で、公民館の中にある学習室や講座室など様々なお部屋を多くの市民の方が使われる際に、お部屋ごとに消毒の液などは設置してくださっていると思いますけれども、使用した後の清掃や使ったものの除菌に関しては、使われた団体の方をお願いしているのか、公民館の職員の方がしてくださっているのか、現状を伺いたいと思います。

○坂本中央公民館長

部屋を使った後につきましては、利用者の方に消毒等をお願いしております。今の時期に限らず部屋というのは、利用した方が原状に復してお返しいただくということとしておりますので、細かいところまではなかなか難しいと思いますが、机であるとか椅子は肘かけの部分、それから、場合によっては電源のスイッチ、こういうものでもできればお願いしております。雑巾であるとか消毒液などは公民館のほうで揃えてございます。自主的な活動ということで、このことも含めて公民館活動として考えていただいております。

○森井教育長職務代理者

ありがとうございます。密にならないという状況ということで、講座や学習室は、人数の制限を設けていますか。

○坂本中央公民館長

本来の定員の2分の1の人数としております。

○森井教育長職務代理者

たくさんの方が使われるということもありますので、消毒の徹底や三密にならないなど、使われる方にも徹底していただいて、より感染拡大の防止に向けて力を注いでいただきたいと思います。

小・中学校に関しては、意見や要望というところでお話をさせていただきたいと思います。

丸山委員からもありましたけれども、自粛の間、体を動かしていなかったということもありますので、子どもたちは学校に行けてすごくうれしい気持ちや早く体を動かしたいと思っているのではないかと思います。

体が動くことに慣れていないことで、けがをしている子が多くなっているように感じますが、このような状況で、体力テストは、今しているのでしょうか。

○小影指導主事

今年度の、全国体力・運動能力・運動習慣等調査は中止となりました。東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査は、希望制となっており、現在、集計をしているところでございます。

○森井教育長職務代理者

それは体育の授業中に、学校単位で行うということでしょうか。

○小影指導主事

学校単位、学年単位、学級単位で調査することができます。

○森井教育長職務代理者

体力測定では、子どもたちも、きっと今までできていたからできるだろうと思っていつも以上に頑張ってしまうと思います。せっかく運動できるようになったのにけがをしてしまっては元も子もないと思いますので、そのあたりは準備運動をするなどの指導をしっかりとさせていただきたいと思っています。

また、このような状況の中においても青少対やサポート・ネット、放課後子ども教室に関わってくくださる地域の方々、学校の登下校の際の見守りなど、自分たちでできることがあればということで子どもたちのために学校と関わって下さっています。本当にありがたいと思っています。

そういう方々にも、感染予防の対策はきちんとしていただいて、学校とよく相談をしていただいて、今後も子どもたちのためにお力をお借りできればありがたいと思います。

○古川教育長

ほかにございますか。

○三町委員

2、地域教育活動からについて、伺います。

地域教育活動については、書き方が、当面の間となっているところがあります。例えば、地域教育サポート・ネット事業は、6月1日の教育活動再開に合わせて活動を再開します。当面の間がどこまでどうかかっているか分からないですけれども、「必要最低限の活動を行うこととする。」ということは、一体いつ頃ということを考えているのかがわからないので、教えてください。それから、②の2行目のところ、「当面の間希望する教室への登録手続き等を行ったうえで、6月22日の通常授業再開以降に、教室再開とする。」とありますが、この当面の間と6月22日以降の教室再開について、教えていただきたいと思います。

3、公民館について、講座は、準備ができないため7月末までは中止し、8月以降は準備できるという前提で実施するという方向で理解して、そしてコロナ対策を行うというのでいいのかどうかということが質問です。

4、図書館について、学校については、学校を閉じれば子どもが来られない。教育活動できないということで、オンライン授業とかいろいろな対応をしようとして、例えば来年以降ぐらいになると、場合によってはそれも可能になるという方向性は見えています。

それに対して、図書館は閉じると本の貸出しができないということで、市議会の質問でも、荒川区など先進的な事例を研究すると答弁しています。結局、研究するのでしょうか。また閉じたら同じことの繰り返しになってしまいます。それでいいのかどうかということを疑問に思います。何かの方法で本来の図書館の市民サービスの一番大事なところをどうするか。内部ではこんな方向で検討しているということがあれば教えてください。

○季高地域学習支援課長

地域教育活動でございますが、①の当面の間に関しては、コロナの影響がいつまで続くか全く読めないという状況で、はっきりとした期間をコーディネーターの方々にお示しすることができないことから、当面の間という表現を使わせていただいたところです。学校の活動状況に合わせて変化していくことになると思いますので、その都度情報提供して対応していきたいと考えております。

②の当面の間につきましては、6月中という意味合いで考えておりました。放課後子ども教室事業につきましては、事業を開始する際には、保護者の皆様から放課後子ども教室に参加する場合、登録手続きをしていただくことでおよそ1月程度時間がかかります。そういったことが当面の

間行われるであろうということで書かせていただきました。

○坂本中央公民館長

公民館の講座等の事業につきまして、結論から申し上げますと、8月に予定はございます。3月に臨時休館ということになりましたが、その間も講座の準備はしておりました。休館になりますと予定していた講座ができなくなり、市報に載せるたびに臨時休館が延びて、申し込まれた方にお断りをしてきたという経緯がございます。そういった中で、市の職員の半数での交代勤務が始まりました。これが4月の下旬から5月末ぐらいまででしたが、市の業務継続のために公民館職員は他部署に応援に行くことになりました。これらのことから、事業の準備が難しく、仕切り直しをすることになりました。一つの講座が実施されるまでには3か月ぐらいの準備が必要で、講師の先生との相談などもございますので、7月いっぱい講座を中止にするよう見切りをつけさせていただきました。今後のことにつきましては、これまで中止になったものも含めてある程度準備ができていたものもありますので、それらのものからやっという事で予定しております

○利光中央図書館長

図書館の貸出しについてでございますけれども、3月2日から休館して、およそ3か月間、本の貸出しができない状況が続いております、その間にご利用される皆様から何とか貸出しができないものかといったお声も多々いただきました。今回の市議会の一般質問でもそういった内容の質問も出ていたところでございます。

この3か月間の中で、今、公民館の話にもありましたように、図書館の職員につきましても、他部署への応援にしております。ただ、今後もしこういう状況になった場合には、完全に図書館が閉館するのではなくて、6月上旬に行ったような予約本の貸出しを図書館の軒先で行うなど、感染予防策を取りながらできることは継続していきたいと考えております。議会の中でも宅配はどうだとかいろいろご意見もありましたが、そういったところも含めて、人材、あるいは資材などの条件があるかと思いますが、その中で何ができるかというところを探って続けていきたいと考えています。

○古川教育長

1番はここで終わりますが、後でまた関連することがあったら、そこでご質問、ご意見を願います。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（2）市議会5月臨時会及び6月定例会について、関連ということで伺いたいと思います。

学校給食に納入している業者の方に対する補償に関してなのですが、前回の定例会のときに何

らかの補償をするというような話を伺っていたと思います、子どもたちに安心安全な給食を提供していただくためにも、今までお世話になっている市内の業者の方たちには手厚い補償をしていただきたいという思いがありました。昨日、給食食材を納めている農家の方にお会いする機会がありまして、今のところ補償のようなものは頂けていないという話を伺いました。農家の方たちも補償がなければすぐに廃業するという事ではないけれど、給食も再開しましたし、子どもたちに安心な野菜を提供する上で、市として対応して下さることがモチベーションにつながるという話をしていらっしゃいました。こういった点からも今現在、補償についてどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

○飯島学務課長

農家の補償について、現時点では、市内のすべての農家に対して、補償の請求をいただく手続を取っております。学校と農家が直接契約している場合は直接市に請求がきますので、すぐに把握ができるのですが、J A東京むさしを通して納品をしている農家もごぞいます。そちらの分はJ A東京むさしで取りまとめをして、J A東京むさしから市に請求がくるようになっております。本日現在では、まだJ A東京むさしから最終的な補償金額は頂いておりません。J A東京むさしが市に請求をして、市からJ A東京むさしにお支払いをして、その後、J A東京むさしから農家に支払いするという流れの場合もありますので、もう少しお時間を頂くことが考えられます。

○森井教育長職務代理者

やはりモチベーションというのがすごく大事だと思います。これからもおいしいお野菜を供給していただくためにも一日も早く農家の方には補償など、手厚い対応をしていただけるとありがたいと思っています。J A東京むさしには一日も早くとりまとめていただきますよう働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○丸山委員

一般質問でもG I G Aスクール構想やI C Tについてのことがたくさん取り上げられていますけれども、ハードの部分に関しては、今回オンライン学習のための機器貸与事業実施要綱の制定等で分かるのですけれども、どういうものを配信するであるとか、実際の具体的なところが見えてこないように思います。もちろん第2波、第3波になった場合のときなので、まだ想定をするしかないわけですが、先ほどの回答で、学校の先生が学校ごとでいろいろ研修なりしているというお話がありましたけれども、市内全体で何かをソフト等を作るであるとか、また、オンラインシステムのZ o o mなどで、実際に子どもたちにグループワークをさせるようなソフトとか、子どもたちに学校で研修をさせるようなことというのは、実際考えていらっしゃるのか伺います。

○中村教育施策推進担当課長

臨時休業中に取り組んでいたこととしましては、まず、子どもたちと学校をつなぐという意味で朝の会等をオンライン上で行うという取組をしている学校がございました。今後、再び臨時休業となった際には、オンライン上での学習の保障が求められてくるかと思っておりますので、各学校が実現できるように支援していきたいと考えております。

○丸山委員

実際に私もオンラインのソフトを使うときに、いざ使うとなったら分からないことが多いです。各家庭でやりますといったときに、やはりその場ですぐにつながらないとか、何から始めていいのか分からないので、簡単なマニュアルを配付するかそういうことも検討しておいたほうがいいと思います。

○豊田指導主事

今現在、各校で研修を一つずつ行いながら先生方の理解を深めております。その中で、先生方自身がこういうトラブルが起こり得るだろうということを実際に操作しながら、これから分かってくると思います。タブレット端末の配備と併せまして、どのようなトラブルが起きるかQ&A等を作成していくことが必要かと思っております。

○山口委員

23ページの質問内容17について、「必要な居場所の確保や支援は行われていたのか、その情報が必要な人たちに届いていたのか。また、支える人たちの環境は守られていたのか。」というのがありました。先ほどの資料No.1のところと被るところもあるのですが、市としては相談日を設けて、その中で支援が必要な子には対応するということでしたが、6月半ばを過ぎて、子どもたちの様子やSOSを酌み取るようなシステムが今、あるのでしょうか。学校の先生にそういう余裕があるのかとか、子どもたちが実際そういうことをしゃべる機会があるのかというところを教えていただきたいと思っております。

実際、私も子どもと一緒に相談日に学校に行きました。子どもと一緒に先生と話しましたが、時間にしたら10分程度だったと思います。10分の中で、子どもが自分の言葉で、今こういうことがつらいということを表現できることはまれだと思いますし、保護者が横にいる状況で保護者との関係や、家庭内での心配事を先生に表現することは難しいのではないかと感じました。だんだん通常に戻っていく中で、先生たちも今すごくお忙しいと思うのですが、子どもたちの心のケアや心配なことを酌み取るようなシステムが十分あるのかどうか、市としての受け止め方を聞かせてください。

○小影指導主事

相談日におきましては、感染防止、子どもたちの安全安心を第一優先に行いました。相談時間は確かに短い時間ではありましたが、少しでも双方向のやり取りができる機会であったと思って

おります。実際、学校に来られなかったお子さんに関しては、教員から家庭に連絡して状況を把握するというを行ってまいりました。現在ですが、学級担任と養護教員によるきめ細やかな健康観察をお願いしております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理面、福祉面からの支援もお願いをしております。

学習に対する負担を軽減し、新たな不登校を生じさせないためにも、丁寧な学習を学校にお願いしているところです。

また、今後、感染状況によっては、学校の中で感染が起これるということを踏まえまして、発達の段階に応じた差別や偏見を防ぐ指導についても学校にお願いしているところです。

○山口委員

ありがとうございます。市としていろいろ対応してくださっていることは、お話を聞いてよく分かりました。ただ、それが実際本当に子どもたちにとって十分なのか、保護者にとって十分なのかというのはまた別の問題になってくると思います。保護者会などが開かれている学校もあるようですが、やはり短い時間なので、子どもたちの普段の様子との共有と事務連絡だけといった学校があると聞きました。子どもも保護者も苦しいということは発信しにくいので、今回そういうシステムがうまく回ってくれるといいですし、相談だけではなくアンケートや手紙など、文章でのSOSを受け付けるなども、併せて考えてほしいと思いました。

○小影指導主事

学校再開に伴いまして、児童・生徒にアンケートを実施しております。東京都教育委員会のアンケートを参考に、子どもたちの不安や心配に感じていることなどを記載してもらうようにしております。アンケートの記載内容を把握して必要な手だてを取るという対策を整えているところです。

○古川教育長

ほかに事務局報告につきましては、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○山口委員

19ページの質問内容14について、学校が通常モードに戻ってきたことで検討され始めてきた学校教育のICT化が失速するのではないかと懸念を持っております。その中で、「教育委員会事務局、及び教員で構成されるGIGAスクール構想のプロジェクトチームを立ち上げ、タブレット端末を活用したオンライン学習の授業準備を進めてまいります。」とここに書いてあるのですが、これは実際に立ち上がって動き始めているのかどうかというところが1点目です。あと、年度内に双方向の学級活動や授業実施に全校がトライしてみるなど具体的なロードマップはあるのでしょうか。全体としてGIGAスクール構想、ICT教育への対応は急務です。環境整備をしていきますという大枠の流れとともに、具体的な目標は、今、設定されているのかど

うか教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

このG I G Aスクール構想のプロジェクトチームですが、現在立ち上がっております。先日、どのような1人1台端末を小平市として選択するかについて、各学校からの意見を基に意見交換する会を設けました。

また、今後のロードマップに関してですが、ご指摘のとおり端末を導入した後が重要だと考えております。どのように活用していくのかということと、活用できるようにするための教員の研修の実施等含めて計画を立てているところでございます。

○古川教育長

現在、プロジェクトチームを中心に計画を立てているということです。

○山口委員

ありがとうございます。今回コロナ関連とそれに関する情報の発信やICT教育、G I G Aスクール構想に関する質疑応答がかなり多かったものですから、それを全部読ませていただいて感じたことや要望があります。今回、インターネットを使ったコミュニケーションや学習支援について課題になっているところは、学校のホームページやスクールメールにおける学校からの発信の部分と、オンラインを使った授業や双方向のやり取り、G I G Aスクール構想、学習支援などの部分と、二つのポイントがあると感じました。

情報発信は、スピード感や発信力が欠けているとか、スクールメールの配信が学校によって頻度も内容もまちまちというような指摘をされています。この期間、教育委員会事務局や学校の先生方が動いてくださっていたのは十分わかるのですが、子どもや保護者にそれが適切に届いていないと結果として不十分となってしまいます。今後は情報が適切に届いたかどうか、タイミングや情報発信の手段も含めて、情報発信力をさらに高めていっていただきたいと感じました。

もう一つ、オンライン授業等に関してですが、文科省が先日、教育のICT化をこの機会に進めるようかなり踏み込んだ事例や表現を用いて指示を出しています。民間では、コロナ対策でICTにこれまで全く縁がない人たちも強制的にテレワークに移行して、その結果、多くの人が試行錯誤しながら仕事をこなしている現実があります。保護者や子どもたちからもオンラインでの学習支援を早く実行してほしいというニーズはかなり強く出ていたように思います。

環境が整備されていないから難しい、課題がある、今後検討していきますという回答が多かったので、学校が再開してもICT化はスピード感を緩めることなく、実現に向けて具体的なロードマップを早く示してほしいと思っています。

質問ですけれども、オンラインで朝の会などを行った学校があるというお話を先ほど聞きました。このように休業期間中にオンラインを使った子どもに対する直接的なアプローチが行われた事例があったら教えてください。民間やEテレなどのコンテンツを見ておくようにとかそういう

ことではなく、学校の先生が独自に作った動画ですとか、学校の先生が直接的に子どもたちにアプローチした朝の会の取組ですとか、小平市の中で実現できたインターネットを使った子どもたちへの接触があった事例があるなら教えてください。

○豊田指導主事

実際にY o u t u b e等を使った動画配信で全校朝会を校長先生のもとに行っている学校がございます。そして、学校独自の動画の作成については、現在、確認できているもので200件程度、動画の配信を行っております。実は確認できていないものもございまして、スクールメール等で配信している場合については、こちらで把握できていない現状でございます。

それと、Z o o mを使った朝の会を行っております。これについては、家庭でI C T環境を整備、確認をした上で、そこに参加できない子等は学校に登校させ学校のタブレットを使って参加させるということがございました。

そのほかに、先ほどお話のあったようなマニュアルのように、ほかのコンテンツの使い方や手順について説明をしている動画を配信していました。

○山口委員

ありがとうございます。全校朝会や動画授業の作成というのは、満遍なくどこの学校も行っているのでしょうか。

○豊田指導主事

詳細を持ち合わせていないのですが、把握しているだけで、小学校で7校以上、中学校でも3校以上のところが動画配信や授業動画のコンテンツの作成に取り組んでいることは確認できております。

○山口委員

ありがとうございます。

○国富教育指導担当部長

文科省については、国際I C T課というところがございまして、I C Tを推進するところがございます。そこでは現在、新型コロナの対応においては、I C Tが優先第一ではなくて、今後、どういう学校の在り方にするのか。また、変化する中で、変化にどう対応するのかということが第一でございました。

今回のこういった事態の中でI C T化を止めるということは考えておりません。先ほどご披露ありました19ページの市議からのご質問の中で、8番、9番、この質問はまさに組織能力を上げないと対応できないのではないかとという質問でございました。こういったところをやっていると、今回規模の大きな事業でございますし、また、G I G Aスクール構想というのは、遠隔

授業におけるコロナ対応が第一ではなくて子どもたちの学習をよりよくしていくための学校の中での教育活動の推進ということが一番でございますので、これを中心に進めながら、もし万が一があったときに対応していくことも並行して考えてまいりたいと思います。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時50分まで休憩いたします。

午後3時29分 休憩